

じんけん瓦版

第 56 号

発行日：2015 年 2 月 11 日

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会

「南京研修に参加して」

浅草聖ヨハネ教会牧師 司祭 大森明彦

東京同宗連では部落差別問題の連帯を大切にしながら、あらゆるマイノリティーへの視点を忘れないために見聞を広め感性を養うために研修を重ねています。2011 年に初めての海外研修を韓国で行いました。参加者の中には「多くの国々を訪ねてきたが、韓国・中国へはどうしても行けなかった」という人もいましたが、日本の植民地時代に韓国の人々が受けた差別・弾圧・搾取を現地で学ぶ機会になりました。この経験を契機に同宗連では「次は南京へ」という声が高まり、事前学習を重ねてきました。

当初 2012 年に実現の予定で計画されましたが、その年の夏に中国各地で排日運動が激化し、断念。それでもいつかは南京へ行こうと学びを深めました。ノーモア南京の会の木野村間一郎さんに講演をお願いし、毎年 12 月南京陥落の日が近づく頃に開催される「被害者の声を聴く会」にも出かけました。撫順の奇跡（1950 年までシベリアに抑留されていた日本人戦犯約 1000 人が中国で国際軍事裁判を受けることになったが、一人の死刑判決も出さず全員釈放され 1956 年に帰国したこと）をテーマにした合唱朗読による「再生の大地」という作品があります。作詞・作曲・公演まですべてを行う再生の大地合唱団が浅草聖ヨハネ教会を練習のために定期利用してくださり、姫田光義団長からもお話を聴きました。南京事件を扱ったドイツ映画『ジョン・ラーベ』（南京安全区国際委員会委員長）が昨年夏公開され、ドイツ人の視点による南京事件への意識を感じる経験になりました。また書物を通して事件当時の写真やフィルムは安全区で活動していたアメリカ聖公会の宣教師

ジョン・マギーとアーネスト・フォスターによるものであることも知りました。そしてついに南京事件から 77 年が過ぎ去ろうとする時、2014 年 11 月 25 日～28 日に南京研修が 3 年以上の準備を経て実現したのでした。

77 周年を迎える 12 月 13 日に習近平国家主席が出席する国家追悼式典が国立歴史資料館で開催されることになり、その式典のために資料館が改装工事に入り、私たちは国立歴史資料館を見学することは出来ませんでした。この資料館訪問は私たちの旅の最大の目標であっただけに残念です。資料館が休館であったために、南京民間抗日戦争博物館を見学しました。私たちはそこで見学以上に南京テレビ、南京新聞の取材を受けることになりました。取材中にお目にかかれた南京事件で家族を失った方からの体験談はここで聴くからこそ一層私たちの心に残りました。



南京事件で家族を失った方（右側の女性）から体験談を聴く。84 歳の女性は父と伯父が日本軍に連行されて帰らなかったこと、当時 13 歳の姉が日本軍の性暴力に

遭い帰宅して自殺したことを語られました。ただ二度とこのようなことがあってはならないという願いが語りに込められていました。日本人を前にこのように語れる人は日本が犯した過去の過ちを赦しているのです。12月13日の国家式典を前に、12月10日21:30から私たち一行への取材をもとにした45分の番組が南京テレビで放映されたと旅行中終始案内をくださった湯福啓さんから伝えられました。私たちの旅が民間交流に貢献するものとして評価されたのですから、今回の研修に予想もしなかった大きな意味を加えました。私たちのような宗教者や民間人が気の長い和解と共生を願う旅を続けることで中国の人びとと草の根的につながり合うことの大切さを感じます。

私たちは南京をバスで巡りました。南京城の城壁は全長36キロ、戦争と再開発で所々破壊され現在25キロの城壁が修復保存されています。南からの入り口である中華門に私たちは上りました。そこは第



南京城中華門前で

6師団（熊本）と第114師団（宇都宮）が殺到した激戦地です。門の上から城内と城外を見渡ししながら、小学生の頃野球の監督をしてくれたおじさんが第115連隊（高崎）の一兵士としてこの戦いに参加したことを思い起こしていました。「戦争は残酷だよ。戦争はいけないよ」と言っていたやさしいおじさんの顔が空に浮かびました。

道路の中央分離帯に植えられ人の背丈ほどで二又に別れてそびえ立つプラタナスの並木道をバスは南から北へと向かい右手に当時国際安全区があった場所、南京師範大学（女性たちの難民収容所となり多くの女性たちを守った）が目に入りました。見学できない工事中の国立資料館の前で記念写真を取り、

敷地面積の広大さに驚きました。

南京にはあちこちに犠牲者を追悼する碑が建てられています。南京の北を流れる揚子江沿岸は特に大規模な虐殺現場になりました。そのうち2箇所を私たちは訪ねました。5万人の捕虜が虐殺された草鞋峡の追悼碑の前に立ち、私たちは献花と祈りをささげました。続いて中山埠頭へ向かいました。そこは真冬にもかかわらず逃げ場を求めて揚子江を渡ろ



追悼碑前で献花と祈りをささげた

うとした人びとが虐殺された場所です。追悼碑の前に宗派・教派を超えた21人の宗教者が心をひとつにして犠牲者を追悼できるのは同宗連ならではのことです。

それにしても国立歴史資料館を訪ねる機会を逃したのは残念です。しかし、これはまた南京に出かけなければならないという重い使命が私たちに示されたということかもしれません。私たちは歴史の流れの中でこれからの未来を切り開いていかなければなりません。誰でも自分で選んでこの世に生まれてきたのではない。だからこそ日本人として生まれた以上、日本が過去に犯したことから目をそらせるわけにはいかない。そのためには過去の出来事を冷静に見つめる力を養わなければならないとつくづく感じます。

最後に、この旅の前後に南京研修の話をすると、大抵の日本人が南京事件に対して否定的・無関心だったことをお伝えします。虐殺の背景には中国人への差別と偏見があったことは間違いありません。差別と偏見は最大の人間否定であり、対話を閉ざしてしまいます。今ヘイトスピーチやヘイトクライムの勢いが止まりません。最大の人間否定である差別と偏見をいつまでこのまま私たちの社会は放置するのでしょうか。

人権委員会は、「日の丸君が代」強制によって苦しんでいる人たちを覚え、「日の丸・君が代」強制の即時中止を求める声明を、2008年 東京教区第107定期教区会に議案提出し、決議されました。2月11日は、日本の各所で「日の丸・君が代」が目立つ時です。「日の丸・君が代」強制問題について人権の立場から考えていただきたいと思います。

以下に教区会で決議された—声明文—を掲載します。

2008年（第107定期教区会）

2008年11月24日

< 決 議 >

「日の丸・君が代」強制の即時中止を求める声明文を採択し、各教会に伝えて祈る件
(提出者：人権委員会)

—声明文—

一、公務員は『憲法』によって「思想及び良心の自由」、「信教の自由」を保障されていると同時に、『憲法』を遵守しなければなりません。「日の丸・君が代」強制の出発点となった東京都教育委員会の「10.23通達」は、如何なる理由においても『憲法』によって保障されている公務員（教員）の思想、良心および信教の自由を制限することはできません。処分の直接的な根拠とされている「職務命令」が公務員の「思想及び良心の自由」、「信教の自由」に反するものであればなおさらです。2006年9月21日、人権尊重と民主主義の観点からこの問題を取り扱った「国歌斉唱義務不存在確認等請求訴訟」（東京地裁、難波裁判長）において、「10・23通達」が違憲・違法であり、「職務命令」は違法であるという判決が下されました。私たちは、東京高裁に控訴中のこの裁判に注目し、公正な裁判と判決を求めます。

一、私たちは、「日の丸・君が代」強制は戦後の日本における新国家主義（右傾化）の一つであり、また『憲法』違反であり、戦争から学んだ歴史の否定に等しいものであると捉えます。今行われている政府および地方行政による「日の丸・君が代」強制の即時中止を求めます。

一、私たちは、イエス・キリストの平和への望みに基づく信仰によって、戦争する国から戦争をしない国に生まれ変わったこの国を愛します。私たちの国への「愛」は、国家権力による「愛国心教育」によって作られたものではありません。私たちが愛するのは、平和と民主主義によってこの国に住む日本人および外国人に自由が保障されている国であり、アジアの人々、さらには世界の人々からも尊敬される戦争をしない国、主権在民の国、民主主義が保障される国、人権が尊重される国、思想、良心、信教の自由が守られる国である「日本」です。このような意味から、私たちは国家権力による「愛国心教育」を拒否すると同時に、日本を愛するがゆえに「日の丸・君が代」強制の即時中止を強く求めます。

一、私たちは、「日の丸・君が代」の強制を拒否したがために処分を受けたすべての教育関係者、特に日本聖公会の信徒、岸田静枝さんと井黒豊さん、また「日の丸・君が代」の強制によって苦しんでいるすべての人々を覚え、「日の丸・君が代」の強制がなくなるまで、イエス・キリストの愛に基づく「正義と平和」を求めともに祈り続けます。

「信教の自由」と「日の丸・君が代」強制に反対する超教派「祈りの会」

2008 年秋の第 107 (定期) 教区会で『「日の丸・君が代」強制の即時中止を求める声明文を採択し、各教会に伝えて祈る件』が決議されました。

(前掲) その後、各教派・教会の方々にも呼びかけて超教派で祈りの会を継続しています。

「日の丸・君が代」問題の原点は、かつて「信教の自由」が天皇制・軍国主義によって踏みこじられた歴史にあります。そして 2000 年の国旗・国歌法案成立以降、特に学校の教育現場では過度な強制が進んでいます。

かつて、戦前のキリスト教会は「神道は宗教ではない」という理屈により国家にお伺いを立て、「国民儀礼」としての天皇崇拝をみずから受け入れました。このことについて各教派は 1990 年代以降の戦責告白により、このことに対する反省と責任を表明しています。

本問題についての考え方は教会内でも多様で

あること、そして「日の丸・君が代」を抵抗なく受け入れている方が多数であろうことも認識しています。このよう状況は他教派でも同様であり、超教派祈りの会では強制に抵抗することが教会で受け入れられないことの苦しみ語られてきました。自分自身がこのような場面に立たされたとき、果たして抵抗できるか自問自答することがあります。

ことし、戦後 70 年を迎えるにあたって、そして様々な局面で戦前への逆行が感じられる今、2 月 11 日に近い主日が「信教の自由」を抑圧されている人々のために祈るとされている(教区代祷) ことを再認識したいと思います。

東京教区人権委員会「日の丸・君が代」強制問題に取り組む会(文責: 森田信也)

「日の丸・君が代」強制の即時中止を求め、
強制に立ち向かう人、苦しむ人のために祈る

～第 14 回 祈りの会～

日時: 2015 年 3 月 14 日(土) 14:00～16:30

場所: 日本聖公会東京教区 浅草聖ヨハネ教会

〒111-0051 東京都台東区蔵前 2-7-6

(都営浅草線 蔵前駅 A2 出口、都営大江戸線 A6 出口)

祈りとメッセージ

・木村葉子さん(ウエスレアンホーリネス教団)ほか

参加費 500 円(事務連絡費・資料代等)

主催: 「日の丸・君が代」強制に反対し、
信教の自由を求める超教派キリスト者の会

<お問い合わせ先> 人権委員会 電話: 090-2165-6115 (大森司祭)